

令和6年度 峡東建設事務所管内

雪氷対策実施計画



山梨県 峡東建設事務所
令和7年1月

<目次>

I .除排雪体制について

- ①除雪実施体制 P3
- ②体制発令基準 P6
- ③関係機関 P7
- ④除雪排雪作業準備 P8
- ⑤排雪場所 P14

II .非常時体制(異常降雪時)における対応

- ①支部内の体制づくり P16
- ②除雪優先路線の優先除雪 P17
- ③除雪作業等に伴う通行規制方法 P18

巻末資料

- ①除雪 委託業者路線図(甲州市・山梨市)
- ②融雪剤散布 委託業者路線図(甲州市・山梨市)
- ③除雪 委託業者路線図(笛吹市)
- ④融雪剤散布 委託業者路線図(笛吹市)

I .除排雪体制について

①除雪実施体制

峡東建設事務所における除雪体制は、つぎのとおりとする。

支部長・・・所長

副支部長・・・次長

支部職員・・・事務所職員

峡東建設事務所

甲州市塩山上塩後1239番地1

Tel: 0553-20-2710(代表)

Tel: 0553-20-2734(道路維持担当)

FAX: 0553-20-2719

対象エリア

峡東建設事務所管内の管理道路
(甲州市、山梨市、笛吹市)

雪氷対策体制の確立期間

12月1日～3月31日

支部の役割

- ・道路交通状況の把握、地域との連携
- ・関係機関との情報共有
- ・異常降雪が予想される場合には速やかな非常体制への移行
- ・支部の業務は別添のとおり

I.除排雪体制について

支部の業務

体制	支部の業務内容	
	除雪作業	通行規制他
準備体制	1) 委託業者待機状況の確認 2) 各機関との連絡体制の確認	
注意体制	1) 本部への状況報告 2) 路面状況の的確な把握 3) 凍結により、交通に支障がある場合、凍結防止剤の散布を指示 4) 積雪深 10cm に達した場合、除雪作業の開始を指示 → なお、積雪深10cmに達する前に開始を臨機に指示する場合もある。	1) 必要に応じて、ラジオ、テレビ、防災無線等で広報の依頼
警戒体制	1) 本部への状況報告 2) 凍結により、交通に支障がある場合、凍結防止剤の散布を指示 3) 積雪深が 10cm 以上の場合、除雪作業の継続を指示 4) 委託業者との情報連絡により各道路の積雪状況及び除雪作業の進捗状況を把握し、除雪作業の必要性に応じて「災害時における応急対策業務に関する基本協定書」等に基づいた各支部への応援を要請	1) 必要に応じて、ラジオ、テレビ、防災無線等で広報の依頼 2) 一時的、部分的通行規制の実施
非常体制	1) 本部への状況報告 2) 除雪作業の継続を指示 3) 「異常豪雪時における道路除雪等の相互応援に関する協定」に基づき、本部を通じ、他道路管理者への応援要請を依頼 4) 降雪状況に応じて、本部を通じ、他地方自治体や TEC-FORCE 等への応援要請を依頼	1) 必要に応じて、ラジオ、テレビ、防災無線等で広報の依頼 2) 交通管理者との連携のもと、通行規制、通行止めを実施

I .除排雪体制について

連絡及び配備体制

区 分	本 部	支 部
大雪注意報または大雪警報が発令された場合	防災危機管理課からの連絡を受け、配備当番職員及び支部の第1連絡者に連絡する。 (道路防災担当) 配備当番員は、道路管理課にて配備体制を執る。	道路管理課からの連絡を受け、所定の配備体制に入る。
大雪注意報が大雪警報に切り替えられた場合	防災危機管理課からの連絡を受け、配備当番職員及び支部へ連絡する。 配備体制については、規模を強化して継続する。	道路管理課からの連絡を受け、配備体制については、規模を強化して継続する。
大雪警報が大雪注意報に切り替えられた場合	防災危機管理課からの連絡を受け、支部へ連絡する。 配備体制については、引き続き規模を縮小して継続する。	道路管理課からの連絡を受け、配備体制については、引き続き規模を縮小して継続する。
大雪注意報が解除された場合	防災危機管理課からの連絡を受け、支部へ連絡する。 配備体制については、解除する。	道路管理課からの連絡があるので、必要な連絡を済ませてから配備体制を解除する。

②体制発令基準

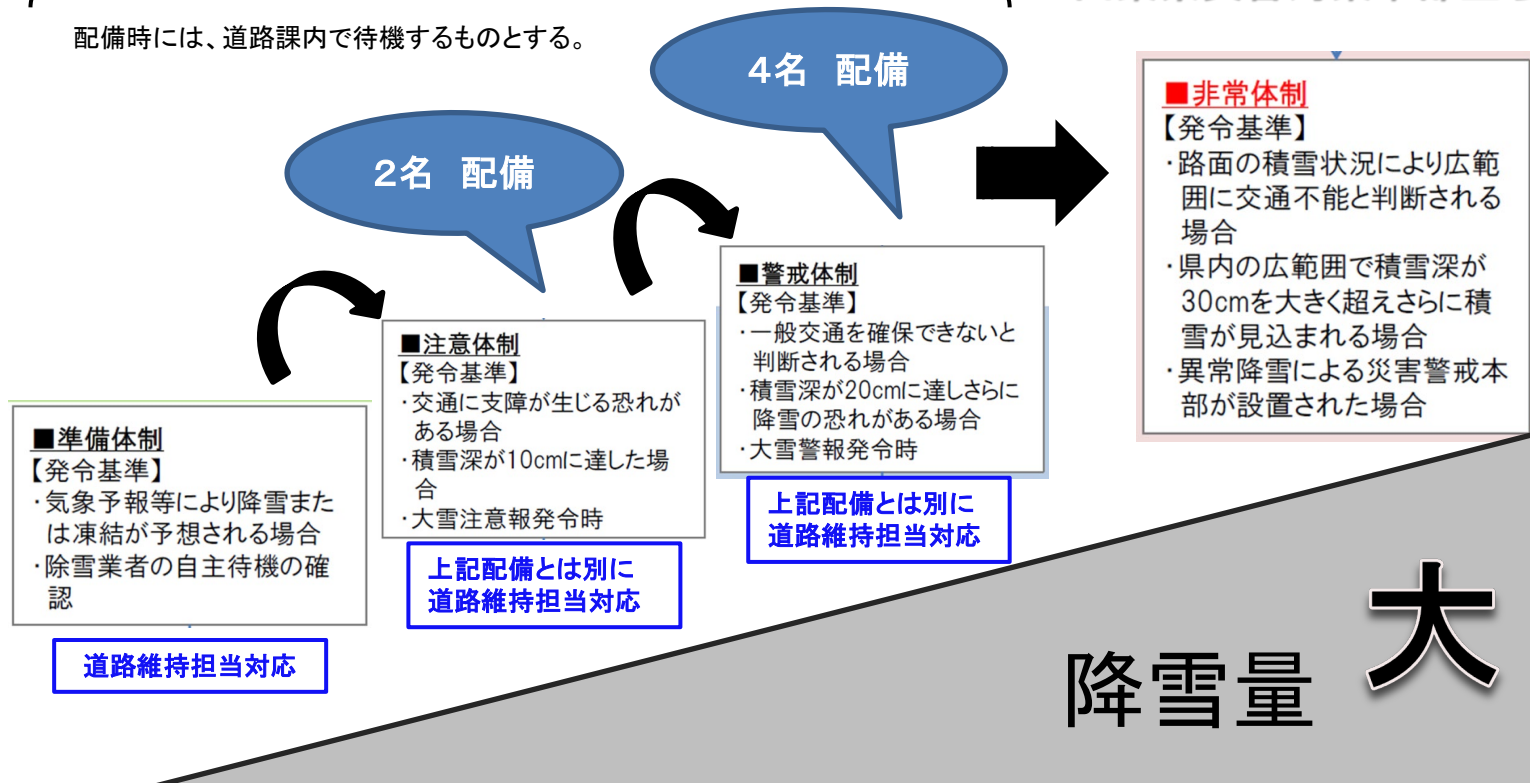
非常時体制へ切り替え

→ II.非常時体制(異常降雪時)における対応 参照

災害対策本部体制
「山梨県災害対策本部立ち上げ」

通常時体制

配備時には、道路課内で待機するものとする。



③関係機関

●国土交通省

甲府河川国道事務所 大和国道出張所 TEL 0553-48-2514 FAX 0553-48-2814
大月出張所(笛吹川) TEL 0554-22-2411 FAX 0554-23-3576

●山梨県

県土整備部 道路管理課 TEL 055-223-1695 FAX 055-223-1699
峡東建設事務所 道路課道路維持担当 TEL 0553-20-2734 FAX 0553-20-2719
中北建設事務所 道路課道路維持担当 TEL 055-224-1667 FAX 055-224-1783
富士東部建設事務所 道路課道路維持担当 TEL 0554-22-7814 FAX 0554-22-7818
富士東部建設事務所吉田支所 道路課道路維持担当 TEL 0555-24-9087 FAX 0555-24-9052
新環状・西関東道路建設事務所 管理課 TEL 055-261-1496 FAX 055-261-1497

●市役所

甲州市建設課 TEL 0553-32-5071 FAX 0553-32-1818
山梨市建設課 TEL 0553-20-1202 FAX 0553-23-2800
笛吹市建設部土木課 TEL 055-261-3333 FAX 055-261-3335

●高速道路

中日本高速道路(株)八王子支社 甲府保全・サービスセンター(一宮ICより西) TEL 055-275-5121
大月保全・サービスセンター(勝沼ICより東) TEL 0554-22-2151

●警察関係

警察本部交通規制課 TEL 055-221-0110
日下部警察署 TEL 0553-22-0110 FAX 0553-22-0110
笛吹警察署 TEL 055-262-0110 FAX 055-262-0110

●消防関係

東山梨消防本部 TEL 0553-32-0119 FAX 0553-32-4302
笛吹市消防本部 TEL 055-261-0119 FAX 055-262-8535

●埼玉県

秩父県土整備事務所 TEL 0494-22-3715

④除雪排雪作業準備

●除雪業者

峡東建設事務所管内の除雪業者は
巻末資料(①甲州市・山梨市管内、②笛吹市管内)
のとおり

●融雪剤散布業者

峡東建設事務所管内の融雪剤散布業者は
巻末資料(③甲州市・山梨市管内、④笛吹市管内)
のとおり

I.除排雪体制について

☆除雪作業の待機指示基準

作業種目	待機指示基準
道路巡回／情報連絡	情報連絡業務と巡回要員(巡回員及び運転手)の待機は、以下のいずれかに該当したら指示することができる。 ①気象台予報(大雪注意報以上の予報)が出ているとき。 ②降雪等予測(5cm以上の降雪または気温2℃以下)により、作業が必要と考えられるとき。 ③その他(気象状況により経験的に作業が必要と考えられるとき。)
新雪除雪	機械運転要員(除雪トラック、除雪グレーダ)の待機は、下記の場合において指示することができる。 ①注意報・警報発令または降雪予測が5cmを越えるとき。

(注) 基地の所在地、降雪量、特性等を考慮し、待機指示の要領等を定めるものとする。

☆除雪作業の出動基準

工種	出動基準
雪道巡回工	1) 気象予報(降雪、凍結予報)により、必要に応じて巡回を実施する。 2) 上記の他、気象状況、路面状況により巡回が必要な下記の場合は巡回を実施する。 (イ)降雪、路面凍結等で交通障害が予想されるとき。 (ロ)所轄警察署、道路情報モニター、ドライバー、地域住民から交通障害等に関する情報があつたとき。
一般除雪工	新雪除雪
	路面整正
	圧雪処理
拡幅除雪工	1) 降雪が本格的となり必要幅員の確保が困難になった場合。 2) 雪堤が大きくなり、風雪、地吹雪などで必要幅員な確保が困難となり、交通の障害を起こすと思われるとき。
運搬除雪工	1) 運搬降雪は交通可能な幅員確保が困難となり、引き続き降雪が予想される。
歩道除雪工	1) 監督職員の指示した場合。
凍結防止工	1) 路面凍結が予想される場合、または確認したとき。
消融雪施設の捜査	1) 降雪の有無を確認したとき。 2) 路面凍結の有無を確認したとき。(ロードヒーティング)
その他	1) 監督職員の指示があるとき。

→ 必要に応じて実施。

→ 路線の特性、時期により変更する。
山間部では降雪5cmでも実施。

→ 必要に応じて実施。

I.除排雪体制について

☆除雪目標

山梨県管理道路の除雪対策実施にあたって、除雪目標は以下の区分とする。

区分	除雪目標
①除雪最優先路線	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、常時交通を確保する。異常降雪時には、降雪後約5日以内に2車線の確保を図る。
②除雪優先路線	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。異常降雪時には、7日程度以内に2車線又は1車線の確保を図る。
③除雪路線	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては、一時通行不能もやむを得ない。

→交差点部においても交通が確保できるように除雪を行う。
(交差点内、右折レーンの除雪等)

※異常降雪とは、非常体制発令に匹敵する程度（30cm以上）の降雪をいう。|

除雪最優先路線(国道137号)

バイパス通行止め時
交差点先のバイパス部で
Uターンさせ、
バイパスから降ろす。

河口湖方面からの車両については、吉田支所と連携して誘導員を配置。

新御坂トンネル

☆融雪剤散布作業の実施基準

通常時

通常時(事前散布)は、山間部カーブ区間 / トンネル出入口区間の日陰 / 橋梁部(市街地含む)等で、降霜、雨水、融雪水により路面が湿潤しており、深夜から早朝にかけての路面温度低下により、路面凍結が発生する恐れのある箇所について凍結前に散布を行う。

予想最低気温概ね3℃を目安に、路面状況等により散布の判断を行う。

なお、管内融雪剤散布委託受託者(甲州、山梨市・5社 笛吹市・4社)により実施。

降雪時(除雪時・除雪後)

除雪時の散布は、降雪圧雪により除雪作業が困難な場合に除雪作業補助のために実施する。

除雪後の散布は、除雪後路面の再凍結の恐れがある場合に実施する(融雪水、除雪残雪の再凍結防止)。

なお、管内融雪剤散布委託受託者のみならず、必要に応じて除雪業務委託受託者によっても実施する。

管理境の路線

これらの路線の除雪等作業については、除雪作業や融雪剤散布のタイミング(管理レベル)を可能な範囲で合わせる。

－中北建設事務所－

国道140号(桜井(交))
国道411号(甲運橋)
甲府笛吹線(大黒橋)
白井甲州線(大坪橋)
笛吹市川三郷線(市境)
甲府山梨線(市境)

－富士東部建設事務所－

国道411号(一之瀬高橋トンネル)
日影笹子線(笹子隧道)(冬季閉鎖あり)

－富士東部建設事務所吉田支所－

国道137号(新御坂トンネル)
富士河口湖笛吹線(御坂隧道)(冬季閉鎖あり)
富士河口湖芦川線(若彦トンネル)

－新環状・西関東道路建設事務所－

国道140号(西関東連絡道路 岩手ランプ、八幡北ランプ、八幡南ランプ、
万カランプ、上岩下ランプ)

－道路公社雁坂トンネル管理事務所－

国道140号(雁坂トンネル料金所)

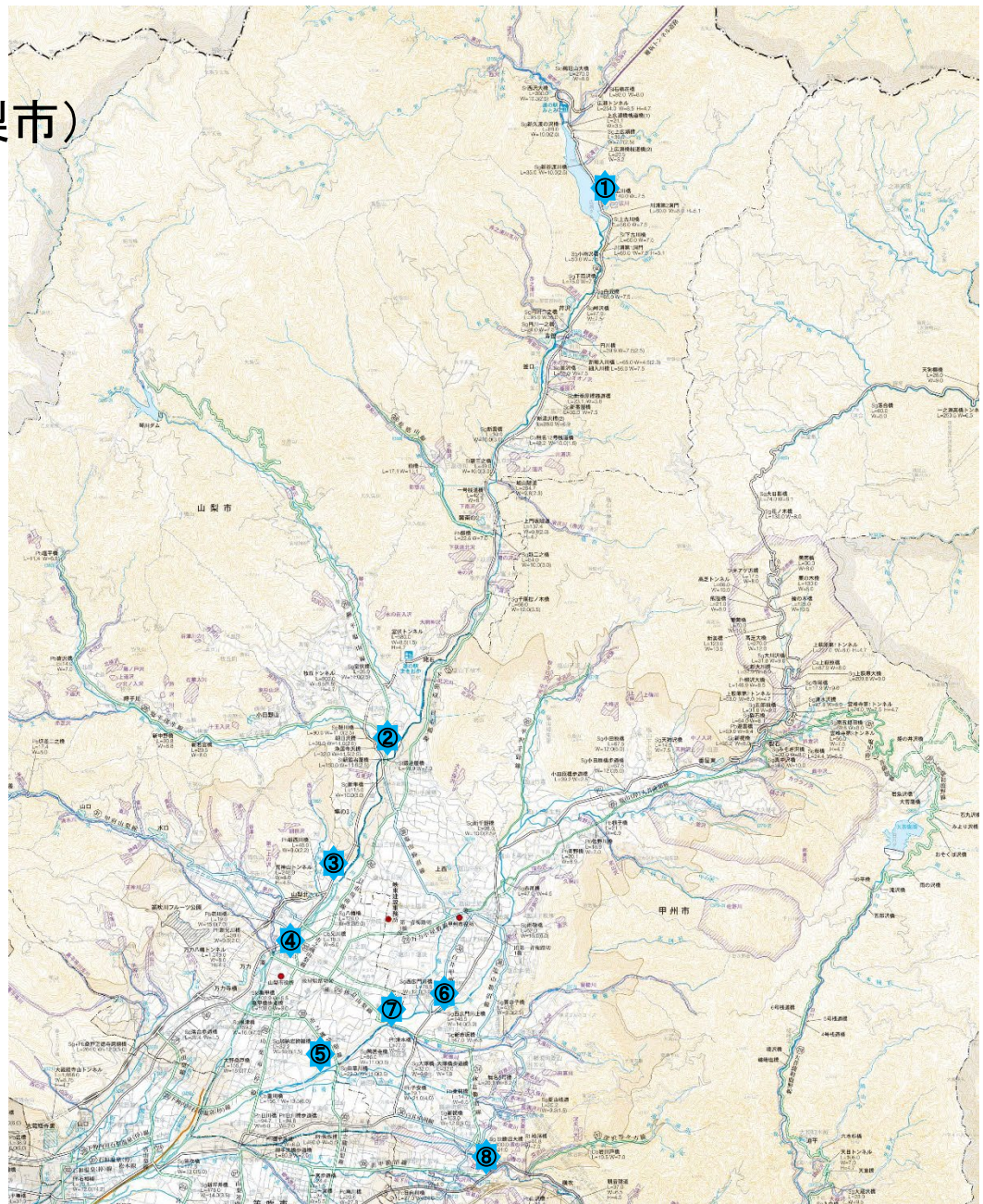
I.除排雪体制について

⑤排雪場所(甲州市・山梨市)

非常時に必要となる排雪先(案)をつぎのとおり確保する。

排雪場所位置	管理者
① 広瀬ダム 山梨市三富川浦地内	山梨県(河川)
② 鍛冶屋橋 笛吹川右岸上流 山梨市牧丘町窪平地内	山梨県(河川)
③ 岩出橋 笛吹川右岸上流 山梨市東地内	山梨県(河川)
④ 八幡橋 笛吹川右岸上流 山梨市七日市場地内外	国(河川)
⑤ 山梨市民総合体育館グラウンド前の河川公園 重川右岸 山梨市中村地内	山梨県(河川)、山梨市(公園)
⑥ 熊野橋 重川左岸上流 甲州市勝沼町山地内	山梨県(河川)、甲州市(公園)
⑦ 清水橋 重川左岸上流 甲州市勝沼町山地内	山梨県(河川)
⑧ 勝沼大橋 日川右岸上流 甲州市勝沼町勝沼地内	山梨県(河川)

なお、使用に際しては国・県管理河川
共に河川管理者の許可を必要とする。



I.除排雪体制について

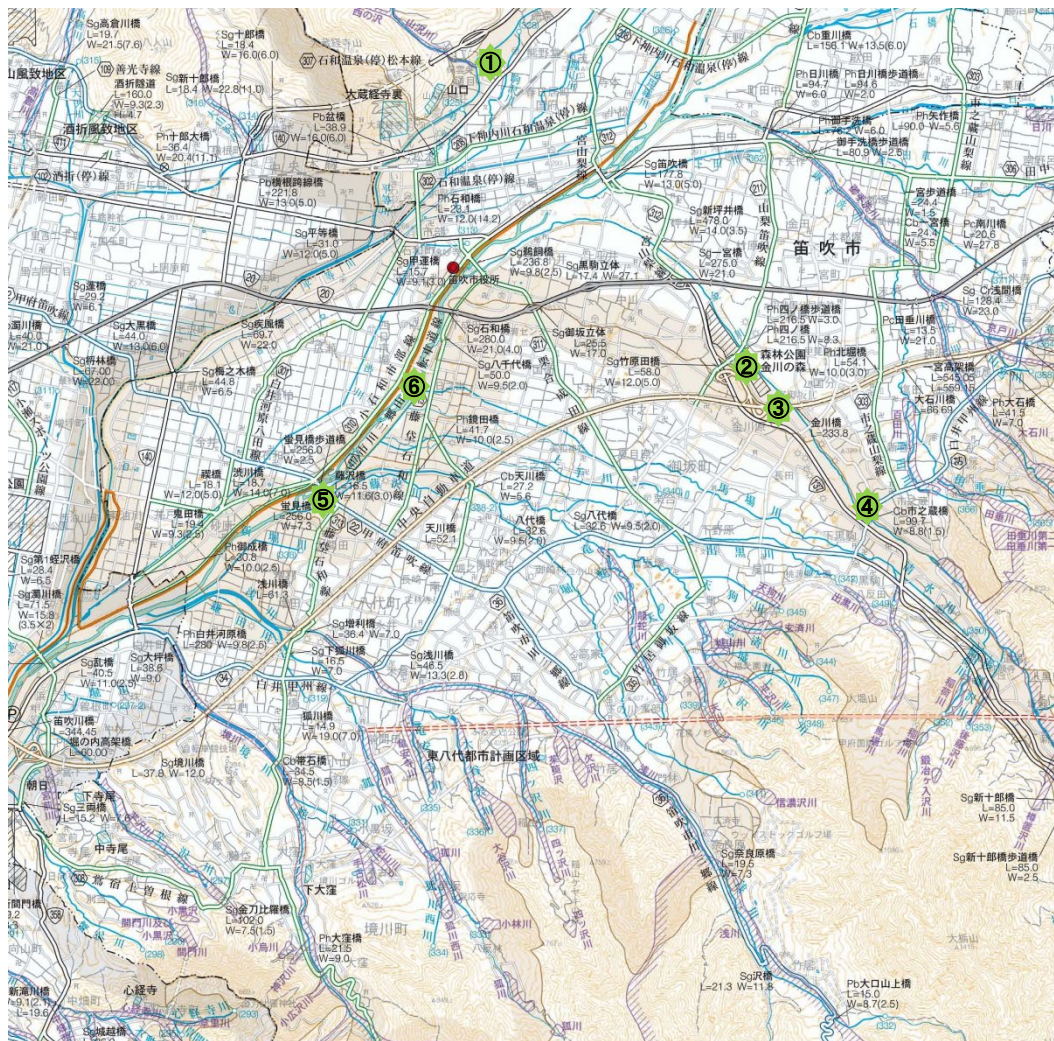
・排雪場所(笛吹市)

非常時に必要となる排雪先(案)をつぎのとおり確保する。

排雪場所位置	管理者
① 神橋 平等川左岸上流 笛吹市春日居町鎮目地内	山梨県(河川)
② 四ノ橋 金川左岸上流 笛吹市一宮町国分地内	山梨県(河川)、峡東林務環境事務所(公園)
③ 金川橋 金川上下流 笛吹市一宮町国分地内	山梨県(河川)
④ 市之蔵橋 金川右岸上流 笛吹市一宮町市之蔵地内	山梨県(河川)
⑤ 蛭見橋 笛吹川右岸下流 笛吹市石和町小石和地内	国(河川)
⑥ 鵜飼橋 笛吹川左岸下流 笛吹市石和町市部地内	国(河川)

・県管理河川においては、緊急的に雪捨て場として活用する際には河川法の手続きを事後で行うことも可能(治第634号平成26年7月10日通知「雪捨て場としての河川敷地等の活用について」参照)

・国管理河川においては、法第24条・令第16条の8の許可を受けること(国関整甲河管第37号の2平成27年1月29日通知「雪捨て場としての河川敷地等の活用について」参照)



Ⅱ.非常時体制(異常降雪時)における対応

①支部内の体制づくり

非常時体制移行時には、支部において下記の体制を速やかに構築する。

- ・情報収集・連絡班

- 道路状況や除雪状況等の把握、除雪班、窓口班並びに本部との連絡関係機関(道路管理者、警察、消防など)との連絡など

- ・除雪作業指示班

- 情報収集班からの情報を基に管内の除雪作業計画を立案しその作業を指示する。

- ・現場対応班

- 除雪作業の現場監督など

- ・窓口対応班

- マスコミや一般者からの問い合わせ対応など

- ・総務班

- 県外等からの応援部隊の受け入れ、必要資機材の調達など

②除雪優先路線の優先除雪

・管内の除雪順序

最優先路線：県外とのアクセス道路、及び県内の骨格となる道路
予防的通行規制区間(国道20号)の規制時に車両流入有り

国道137号（新御坂トンネル～国道20号合流部）L=14.4km

優先路線：緊急輸送路、市役所、医療施設、消防署、排雪場所、日交通量等
国道140号 L=33.5km
国道411号 L=39.8km
県道白井甲州線 外12路線

除雪路線
その他路線

山梨県道路除排雪計画
を参照

管内管理路線の除雪完了

③除雪作業等に伴う通行規制方法

除雪作業等に伴う通行規制方法

冬季の円滑な交通確保のため、交通管理者と協力して、道路利用者に対し冬用装備に関する指導及び通行規制を行うことができるものとする。

1) 冬用装備に関する指導

交通管理者と協力し、スタック車両や事故の発生を抑制することを目的として、冬用タイヤ又はタイヤチェーンを装着していない車両に対し、通行を制限する指導ができるものとする。

2) 雪崩発生時および発生が予見される場合における通行規制

道路法46条の規定に基づき、パトロール等により雪崩発生や発生の明らかな予兆を確認した場合には通行規制を行うことができるものとする。

3) スタック車両の発生等や事故の発生等における通行規制

道路交通法6条の規定に基づき、スタック車両・事故等の発生時などは、通行止めなどの通行規制を実施することができるものとする。

道路法46条の規定に基づき、スタック車両の移動や除雪作業の実施において必要な場合には、通行規制を行うことができるものとする。また、降雪の状況により今後明らかにスタック車両や事故等の発生が予想される場合においても通行規制ができるものとする。

埼玉県による国道140号予防的通行止めの際には、通行規制できるものとする。